

CONTENTS

page

- | | |
|--|---|
| <p>1 「残業代と基本給を明確に区別」が原則
最高裁、医師の高額年俸に「残業代含まず」</p> <p>2 特集1 働き方改革で大注目！
在宅勤務の導入手順Q & A</p> <p>4 特集2 受け入れ方がわからない！ 受け入れてもすぐ辞める！？
障害者雇用で利用できるジョブコーチとは？</p> <p>6 TOPICS
●中途採用実態調査 人材確保は一層困難に</p> | <p>6 法改正予定一覧</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室
個人情報保護法改正で、
健康診断の情報の取り扱いが変わる？</p> <p>8 ブラックバイトなんて言わせない 学生アルバイトを正しく雇おう
学生バイトに
仕事の失敗の弁償をさせてもいい？</p> <p>8 労務ひとこと
新入社員の仕事観「人並みに働き楽しく生活」</p> |
|--|---|

「残業代と基本給を明確に区別」が原則 最高裁、医師の高額年俸に「残業代含まず」

医師の高額年俸に残業代が含まれるかどうか争われた訴訟において、最高裁は7月7日、「残業代と他の賃金を区別できない場合は年俸に残業代が含まれているとは言えない」として1審、2審の判決を破棄しました。

1700万円の高額年俸

この医師は勤務先である医療法人と、年俸1,700万円、午後5時半～午後9時に残業をしても時間外の割増賃金を上乗せしないという内容で契約を結んでいましたが、この時間帯の残



業約320時間分の一部が未払いだと主張して支払いを求めていました。

高額年俸なら例外扱い？

よく誤解している人がいるのですが、労働基準法には、年俸制だからという理由で残業代の支払いが免除されるような条文はありません。高収入の人には残業代を支払わなくてよいという条文もありません。

月給や年俸に残業代を含めて支払うことは許されますが、その場合は残業代の部分がいくらかで何時間分に相当するのかを明確にしておかなければならないとされています。

しかし過去の裁判では、年俸が3,000万円超と極めて高額であったことなどから、残業代の部分が明確に示されていないにもかかわらず労働者の保護に欠け

る点はないとして、残業代が含まれていると認めた例があります。

最高裁で逆転判決

本件の1審、2審でもこの裁判例の影響を受けて、医師の年俸が高額であることなどから残業代は年俸に含まれていたと判断しました。

ところが、最高裁は高額な年俸の場合も例外として扱わないことを明確に示し、「残業代と他の賃金を明確に区別できなければならない」という原則を崩しませんでした。裁判官4人全員一致の意見でした。

過重労働が深刻な勤務医について、今回の判決は長時間労働の抑制を促すという側面もあったように感じます。